

冬の交通事故防止運動

問合せ 総務課 庶務防災担当 ☎991-1895

年末は交通事故が多発する時期となりますので、安全運転を心掛けてください。

【運動期間】 12月1日(火)～14日(月) 【スローガン】

【町の目標】 自転車の安全利用の推進

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

高齢者を交通事故から守る県民運動 実施中！

- (1)きらめき3H(トリプルエイチ)運動の推進 ※3Hとは、「早めのライト点灯、反射材着用、歩行者保護」の略称
- (2)高齢者に対する交通安全教育の推進及び思いやりのある運転の促進
- (3)運転免許証の自主返納しやすい環境整備の促進

宿泊費の一部助成を利用して冬の新潟県湯沢町へ！

問合せ 教育文化振興課 社会教育担当 ☎991-1873

町では、災害援助協定を締結している新潟県湯沢町との交流を深めることを目的に、湯沢町内の指定宿泊施設に宿泊した方に対して、宿泊費の一部を助成しています。

- ▶対象 指定宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した方で、町内に居住し、住民登録している方
- ▶助成額 大人(中学生以上) 2,000円 ※1人1年度1回まで
子ども(小学生以下) 1,000円
- ▶申請方法 申請書に必要事項を記入し、指定宿泊施設で宿泊の証明印を受け、宿泊終了日の翌日から2か月以内に、教育文化振興課へ提出してください。



申請書の様式及び指定宿泊施設の一覧表などについては、教育文化振興課窓口及び町内公共施設に設置しています。また、町のホームページからも確認及びダウンロードすることができます。

※本人及び同一世帯に属する方が町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を滞納している場合は、対象から除外されます。

3人以上の子どもがいる多子世帯を応援します！

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

3キュー
子育てチケット



埼玉県3キュー子育てチケット

多子世帯(子どもが3人以上いる世帯)の子育てを応援するため、様々な子育てサービスが利用できる「3キュー子育てチケット」を5万円分配布します。

【対象世帯】 令和2年1月1日以降に第3子以降の子どもが生まれた世帯
第1子、第2子とも、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方
(第3子の誕生日時点)で、養育している場合に限りです。

【申請期限】 第3子以降の子どもの出生年の翌年3月31日まで

【交付額】 第3子以降の子ども1人につき、5万円分のチケットを交付

【対象の子育てサービス】 家事ヘルパー、ベビーシッター、一時預かり、親子ふれあいイベント、保育施設等における実費徴収、おむつ・ミルク等の物品購入、任意予防接種、写真館での記念撮影など

※今年度から、赤ちゃん本舗でのチケット利用、物品購入の対象にベビーカー、チャイルドシート、ベビーチェア、抱っこ紐、離乳食、子供服が追加されました。10月からセキ薬品での物品購入にもチケットが利用できるようになりました。

【利用方法】 子育てサービスを利用した際に、チケット又は現金で支払

※現金で支払った場合は、領収書とチケットを事務局に送付し、換金申請

【問合せ】 埼玉県3キュー子育てチケット事務局 ☎0120-39-3192(サンキュー・彩の国)

※スマートフォンからも申請できます！



県ホームページ